

※被告・関係当事者名は仮名に置き換え済み

令和3年(ワ)第378号 損害賠償請求事件(第1事件)

原告 ■■■■■ 外83名

被告 S社 外14名

令和4年(ワ)第354号 損害賠償請求事件(第2事件)

原告 ■■■■■ 外113名

被告 静岡県 外1名

上 申 書

令和5年12月12日

静岡地方裁判所沼津支部民事部合議2B係 御中

第1事件原告■■■■■、第2事件原告■■■■■、第1事件原告■■■■■、
第2事件原告■■■■■、第2事件原告■■■■■、第2事件原告■■■■■、第
2事件原告■■■■■、第1事件・第2事件原告■■■■■、第1事件・第2事
件原告■■■■■、第1事件・第2事件原告■■■■■訴訟代理人

弁護士 池田直樹

同 吉田理人

同 小島寛司

同 辻岡信也

同 杉田峻介

同 渡部貴志

同 中江友紀

(送達先等は別紙の通り)

頭書事件について、以下の通り上申します。

- 1 この度、上記原告ら10名（以下「当方原告ら」といいます。）から委任を受け、12月13日の期日（次回期日）に3名の弁護士が出頭することとなりました。
当職らにおいては、現状では記録の検討をまだ十分に行えておらず、当方原告らおよび当職ら内部でも基本方針を協議する時間を十分持てておりません。また、裁判所や各当事者の訴訟代理人とも次回期日において初めてお会いする状況であり、裁判の進行状況について十分把握できていない状況にあります。そのため、次回期日においては、新たな主張や反論などは行うことができないため、まずはその点をご連絡致します。当職らとしては、次々回期日以降において、具体的な主張を提出できるよう努力する予定です。
- 2 また、次回期日に関する要望をご連絡致します。
当職らは、事業者等を被告とする事件（第1事件）、県・市を被告とする事件（第2事件）のそれぞれの進行上の課題についてこの期日で把握し、次々回期日の目標を明確化したいと考えております。
本件の性質上、進行の鍵を握るのは原告側ですが、当職らが代理するのは極めて少数の原告ですので、多数派の先行弁護団の今後の主張立証の方針と、関連する被告ら訴訟代理人のご意向を伺ったうえで、当方原告らの側から新たな独立した主張を加えるべきかどうか、仮に加える場合でも、従前の主張の背景事情として加えるのか、それとも独立した責任原因として主張を追加するのかなどを検討したいと思っております。
- 3 次に、次回以降の裁判の進行についての要望をあらかじめお伝えいたします。
第1に、弁論期日・弁論準備・進行協議を適切に組み合わせ、定期的に公開の法廷での弁論期日を入れて頂きたいということです。これは当方原告らの強い要望です。当職らもまた、事件の性質上、公開手続によって、原告のみならず地元の報道機関や一般の関心を持つ方々に対して、裁判で今何が争点になり、どこまで訴訟が進行しているのかを示すことは、裁判および法曹の基本的役割だと考えております。

ちなみに、当職らが経験している他の大型訴訟では、(ア) 毎回弁論期日を開きつつ弁論前あるいは弁論後に進行協議期日を入れる方式、(イ) 弁論準備期日（ウェブ併用）と弁論期日を交互に入れる方式など、裁判所および当事者において、進行について工夫をしています。なお、(ア) の方法による場合は公開の弁論期日が原則であることを踏まえ、弁論前にその進行を確認する進行協議期日を入れて頂くことが適切であると考えます。

第2に、本件においては、複雑な時系列、多数の当事者、土木技術的な資料など膨大な情報を整理する必要が極めて高いと考えます。そのためには、法廷での弁論において、一覧性のある図表やパワーポイントなどを用いた説明を兼ねる弁論が不可欠だと考えます。またそれらの活動によって、弁論期日ごとに主たるテーマが設定され、争点がより明確化していくのではないかと考えます。

第3に、本件は事業者等を被告とする訴訟と県・市（行政）を被告とする訴訟が連続して提起されて併合されているため、民事責任に関わる行政側が把握している事実や資料が、行政の被告としての立場ゆえに出てきにくい構造があります。今後、記録を検討して本来訴訟資料となるべきはずの情報が出ていないと判断する場合には、全原告への影響度を考慮してテーマを絞ったうえで、求釈明や送付嘱託等の手続を行う可能性があります。訴訟の進行の実情からすれば、現段階でのそれらの行為は訴訟遅延にはつながらないと考えております。

最後に、上記を前提に、次々回期日については、仮に裁判官の一部が交替するとしても、弁論を開いて頂きたいと希望します。その際、先行の原告弁護団のご主張に続いて、当方も準備書面と説明資料を用意いたしますので、口頭での説明のため一定の時間を頂くことを強く希望いたします。

4 期日直前となりましたが、以上のとおり、次回期日に向けてご連絡させていただきます。

以上

(別紙)

代 理 人 目 録

〒541-0054 大阪府中央区南本町1丁目4番10号 StoRK ビル4階

弁護士法人あすなろ あすなろ法律事務所

弁 護 士 池 田 直 樹

弁 護 士 杉 田 峻 介

弁 護 士 中 江 友 紀

【電話】06-6268-5070 【FAX】06-6268-5071

〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階

アーライツ法律事務所

弁 護 士 吉 田 理 人

【電話】03-6264-1990 【FAX】03-6264-1998

〒530-0047 大阪府北区西天満2-10-2 幸田ビル10階1003号室

針原辻岡法律事務所

弁 護 士 辻 岡 信 也

【電話】06-6364-9046 【FAX】06-6364-9048

〒453-0015 名古屋市中村区椿町15番19号 学校法人秋田学園名駅ビル2階

弁護士法人名古屋E&J法律事務所（送達先）

弁 護 士 小 島 寛 司

弁 護 士 渡 部 貴 志

【電話】052-459-1750 【FAX】052-459-1751